

令和6年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当機構における令和5年度の契約状況は表1のとおりであり、契約件数は265件、契約金額は81.9億円である。また、競争性のある契約は202件（76.2%）、50.6億円（61.8%）、競争性のない契約は63件（23.8%）、31.3億円（38.2%）である。

令和4年度と比較して、競争性のない契約の件数は減少しているものの、金額は増加している（件数は4件の減、金額は3.6億円の増）。

競争性のない契約の契約件数が減少した主な要因は、令和4年度において工事等の案件（3件で約3億円）があったこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、複数年かつ高額となる案件（約4億円が1件）が含まれていること等によるものである。

表1 令和5年度の情報処理推進機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.6%) 156	(78.7%) 126.3	(49.4%) 131	(56.5%) 46.3	(△4.2%) △25 [△16.0%]	(△22.2%) △80.0 [△63.3%]
企画競争・公募	(23.4%) 68	(4.0%) 6.4	(26.8%) 71	(5.2%) 4.3	(3.4%) 3 [4.4%]	(1.2%) △2.1 [△33.1%]
競争性のある契約（小計）	(77.0%) 224	(82.7%) 132.6	(76.2%) 202	(61.8%) 50.6	(△0.8%) △22 [△9.8%]	(△20.9%) △82.1 [△61.9%]
競争性のない契約（随意契約）	(23.0%) 67	(17.3%) 27.7	(23.8%) 63	(38.2%) 31.3	(0.8%) △4 [△6.0%]	(20.9%) 3.6 [12.9%]
合 計	(100%) 291	(100%) 160.4	(100%) 265	(100%) 81.9	△26 [△8.9%]	△78.5 [△48.9%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の〔 〕書きは、令和5年度の対4年度伸率である。

- (2) 当機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は62件(30.7%)、契約金額は24.4億円(48.2%)である。

令和4年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数・金額ともに減少している(件数は10件の減、金額は22.8億円の減)。

件数・金額が減少した主な要因は、令和5年度において競争入札等に付した案件が、表3のとおり、減少(件数は5件の減、金額は21.3億円の減)したこと等によるものである。

表2 令和5年度の情報処理推進機構の応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
二者以上	件数	152 (67.9%)	140 (69.3%)	△12 (1.4%) [△7.9%]
	金額	85.5 (64.4%)	26.2 (51.8%)	△59.3 (△12.6%) [△69.3%]
一者	件数	72 (32.1%)	62 (30.7%)	△10 (△1.4%) [△13.9%]
	金額	47.2 (35.6%)	24.4 (48.2%)	△22.8 (12.6%) [△48.3%]
合 計	件数	224 (100%)	202 (100%)	△22 [△9.8%]
	金額	132.6 (100%)	50.6 (100%)	△82.1 [△61.9%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の〔 〕書きは、令和5年度の対4年度伸率である。

- (3) 当機構における令和5年度の競争入札等における一者応札の状況は、表3のとおりであり、契約件数は49件(37.4%)、契約金額は23.8億円(51.3%)である。

令和4年度と比較して、一者応札による契約の件数・金額ともに減少している(件数は5件の減、金額は21.3億円の減)。

件数・金額が減少した主な要因は、令和4年度において一者応札となった案件の中に数年に一度かつ高額な案件(1億円超が9件)が含まれていること等によるものである。

表3 令和5年度の情報処理推進機構の応札・応募の契約形態別内訳

(単位：件、億円)

応札 (応募) 者		競争入札等		企画競争		公募		合計	
		令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
二者 以上	件数	102	82	44	58	6	—	152	140
	金額	81.2	22.6	4.1	3.6	0.1	—	85.5	26.2
一者	件数	54	49	—	—	18	13	72	62
	金額	45.1	23.8	—	—	2.1	0.6	47.2	24.4
合計	件数	156	131	44	58	24	13	224	202
	金額	126.3	46.3	4.1	3.6	2.2	0.6	132.6	50.6
一者の 割合	件数	34.6%	37.4%	—	—	75.0%	100.0%	32.1%	30.7%
	金額	35.7%	51.3%	—	—	93.8%	100.0%	35.6%	48.2%

(注) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保に努め、一者応札の改善について重点的に取り組むこととする。

・ 一者応札の低減に向けた取組

競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き、①から④の取組を実施することで、一者応札の発生を極力抑制し、一層の競争性の確保を目指す。

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、入札公告期間の十分な確保
- ② 特定の者のみ応札可能な仕様書とならないよう一層留意
- ③ 機構の広報などのメール配信希望者に対して、メールニュースにより入札公告の情報を配信
- ④ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者等から所定の様式により意見を聴取するとともに、より改善につながり得る聴取方法や改善方針の検討をする
など、一者応札となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用

【一者応札の取組状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く。)については、事前に役員に対して役員会・理事案件説明等に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、役員会・理事案件説明など事後的に報告を行うこととする。

【役員会・理事案件説明等：付議率 100%】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当機構では、これまで調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部マニュアルの担当職員の定着状況に応じて研修計画の見直しを行う。

また、マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切にマニュアルの改訂を行う。

さらに、不祥事の発生の未然防止・再発防止の検討結果と対応策については、業務監査の任にある内部監査部及び監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。

【研修の実施回数：年2回以上】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事（バックオフィス担当）、財務部長、総務企画部長
メンバー	人事部長 デジタル改革推進部長 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター 運営企画部長 デジタル基盤センター長 デジタル基盤センター 企画部長 デジタル人材センター長 デジタル人材センター 企画部長 セキュリティセンター長 セキュリティセンター 企画部長 産業サイバーセキュリティセンター長 産業サイバーセキュリティセンター 企画部長 A I セーフティ・インスティテュート所長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件及び過去の一者応札案件の改善状況の事後点検を受け、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。